

只見線魅力発信業務委託契約書（案）

委託事業の名称 只見線魅力発信業務
委託料の額 金 円
（うち消費税及び地方消費税額 円）
委託期間 着手 令和8年 月 日
履行期限 令和9年 3月31日

上記の委託事業について、委託者「福島県只見線管理事務所」を甲とし、受託者「 」を乙として、次の各条項により委託契約を締結する。

（委託事業の仕様等）

- 第1条 乙は、別紙「只見線魅力発信業務委託仕様書」に基づき、頭書の委託料（以下「委託料」という。）をもって、頭書の履行期限（以下「履行期限」という。）までに頭書の委託事業（以下「委託事業」という。）を完了しなければならない。
- 2 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、甲と乙で協議して別に定めるものとする。

（契約の保証）

- 第2条 乙は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。
- ただし、福島県財務規則第229条第1項各号の規定に該当する場合は免除する。

（権利義務の譲渡等）

- 第3条 乙は、書面による甲の承認を得ないで、この契約によって生じる権利及び義務をいかなる方法をもってするかを問わず、第三者に譲渡し、継承し、委託し、又は請け負わせてはならない。

（再委託）

- 第4条 乙は、受託事業を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。
- ただし、事業を効率的に行ううえで必要と思われる事業については、甲と協議のうえ、事業の一部を委託することができる。
- 2 乙は、委託事業の一部を再委託するときは、再委託した事業に伴う当該第三者（以下再委託者という。）の行為について、甲に対してすべての責任を負うものとする。
- 3 乙は、委託事業の一部を再委託するときには、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について、再委託者と約定をしなければならない。

(委託事業実施状況の報告等)

第5条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託事業の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

(委託事業内容の変更)

第6条 甲は、必要と認めるときは、委託事業の内容を変更し、又は委託事業を一時中止することができる。この場合において、委託料の額又は履行期限を変更する必要があると認めるときは、甲と乙で協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対して損害の賠償を請求することができる。この場合の賠償額については、甲と乙で協議して定める。

(乙の請求による履行期限の延長)

第7条 乙は、天災その他その責めに帰することができない事由により、履行期限までに委託事業を完了することができないことが明かになったときは、甲に対して遅滞なくその事由を付した書面により履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は甲と乙で協議して定める。

(損害負担)

第8条 委託事業の実施に関して発生した損害（第三者に与えた損害を含む。）のために必要となった経費は乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、その損害のために生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲と乙で協議して定める。

(乙の責めに帰すべき事由による履行期限の延長及び遅延利息)

第9条 乙の責めに帰すべき事由により、履行期限までに委託事業を完了できない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めるときは、甲は乙から遅延日数1日につき委託料の額に政府契約の支払防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率の割合で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の遅延利息を徴収して履行期限を延長することができる。

(確認)

第10条 乙は委託事業を完了したときは、遅滞なく当該事業の処理成果を記載した実績報告書（様式3-2）に委託事業に係る支出の内訳を明らかにした収支決算書（様式3-3）を添えて甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の実績報告書に基づき、委託料の額を確定し、乙に通知するものとする。

なお、委託料の契約額が確定額と同一の場合は、通知を省略するものとする。

3 当初の契約に定められた事業内容の実施に当たって追加の費用負担が生じた場合、

原則として乙の負担とする。

(委託料の支払い)

第11条 乙は、前条の規定による確認終了後、甲に対して委託料の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による支払の請求があったときは、その日から30日以内に支払うものとする。

3 甲は、第1項の規定にかかわらず、乙の請求により必要と認める場合には、委託料の一部を概算払することができる。

4 乙は、前項の規定により概算払を請求しようとするときは、委託料概算払請求書(様式2-1)を甲に提出するものとする。

5 甲は、前項の規定による支払の請求があったときは、その日から30日以内に支払うものとする。

6 乙は第4の規定により概算払を受けたときは、委託事業完了後遅延なく委託料概算払精算書(様式2-2)を甲に提出するものとする。

7 乙は、第4項の規定により支払を受けた委託料の額が、前項の確定額を超えた場合には、その超えた額を甲の指定する期日までに返還しなければならない。

8 本契約に基づく業務の実施に要した費用は、乙が提出する実績報告書をもとに甲が精査し、契約金額内で支払う。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約の一部又は全部を解除し、委託料を交付しない、若しくは交付している委託料の一部又は全部を返還させることができる。

一 履行期限内に事業を完了しないとき、又は履行期限内に完了の見込みがないと明かに認められるとき。

二 事業に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたとき。

三 契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

四 乙が、解約を申し出たとき。

五 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者(福島県暴力団排除条例施行規則(平成23年福島県公安委員会規則第5号)第4条各号に該当する者)に契約代金債権を譲渡したとき。

六 乙が次のいずれかに該当するとき。

- イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ハ 役員等が自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ニ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

- 第13条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。
- 一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合
 - 二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- 一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により 選任された再生債務者等

- 3 第 1 項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第 7 条の規定に基づく履行期限の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第 1 項の違約金に当初の納期の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受領した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に政府契約の支払防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が決定した率の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

（財産の帰属）

- 第 1 4 条 乙の委託事業の実施に伴って取得した物品、特許権及び著作権等（以下「財産」という。）は、甲に帰属するものとする。

（財産処分の制限等）

- 第 1 5 条 乙は委託事業の実施に伴い取得した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、委託事業の目的に従って効率的な運用を図らなければならない。

- 2 乙は、委託事業の実施に当たり、乙が所有する設備、機械・機器及び備品（以下「機器等」という。）を使用することを原則としているが、別途、機器等の整備が必要となる場合、当該調達方法については、特段の事情がない限り賃貸借契約で対応することとする。

なお、機器等管理の必要から帳簿を備え付け、管理上必要な事項を記録しなければならない。

- 3 委託事業の終了等により財産の処分が発生する場合には、甲の承認を受けなければならない。なお、委託事業の実施に伴い取得したすべての財産について、売り払いにより収入があったときは、甲に納付しなければならない。

- 4 委託事業の実施に伴い取得した財産のうち、甲が指定したものについては、乙はこれを甲に返還するものとする。

（談合による損害賠償）

- 第 1 6 条 甲は、この契約に関し乙が次の各号の一に該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第 1 号又は第 2 号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

- 一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除命令が確定したとき。
 - 二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - 三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求できるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（秘密の保持）

第17条 乙は、委託事業上知り得た秘密を他人に漏らし、または他の目的に使用してはならない。この契約の終了又は解除後においても同様とする。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

（個人情報の保護等）

第18条 乙は、この契約による事業を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（補 則）

第19条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ、甲と乙で協議して定める。

（紛争の解決方法）

第20条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

(書面契約による場合)

上記の契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

(電子契約による場合)

上記の契約の証として、本書を電磁的記録により作成し、当事者が地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の2に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

なお、この契約書への発注者及び受注者の電子署名日が契約書に定める契約の履行開始日より後の日である場合にあって、本契約の効力は契約書に定める契約の履行開始日から生じるものとする。

令和8年 月 日

甲 所在地 福島県会津若松市駅前町1-1
氏名 福島県只見線管理事務所
代表者 所長 高橋 正和

乙 所在地
氏名
代表者